

「令和8年度 平川市二十歳の成人式しおり」掲載広告の募集について

令和8年度平川市二十歳の成人式において配布する「しおり」に掲載する広告をつぎのとおり募集します。

広告収入は、式典実施のために活用いたします。

※民法改正により成年年齢は18歳となりましたが、平川市では従来どおり「年度内に20歳を迎える方」を対象に式典を開催します。

1. 掲載場所

令和8年度平川市二十歳の成人式にて参加者等に配布するしおり（A5サイズ、モノクロ印刷）の巻末2ページ

2. しおり印刷部数

350枚

3. 募集枠数

全20枠のうち、1枠分または2枠分または4枠分

4. 広告のサイズ

1枠の場合：縦30mm×横60mm

2枠の場合：縦30mm×横125mm または 縦65mm×横60mm

4枠の場合：縦65mm×横125mm

5. 広告掲載料

1枠3,000円（2枠の場合は6,000円、4枠の場合は12,000円）

6. 申込締切

令和8年9月26日（土曜日）

7. 申込みに当たっての注意事項

- 申込みに当たっては、事前に「平川市有料広告取扱要綱」及び「平川市有料広告

掲載に係る判断基準」を必ずご確認ください。

- 広告は各自で作成してください（完全データ入稿）。

※データ形式：PDF・JPEG・PNG（その他はお問合せください）

- 広告には、掲載される方の名称、住所及び連絡先を表示するとともに、参加者に向けたお祝いメッセージを掲載してください。
- 広告内容またはデザインについて、修正をお願いする場合があります。修正に対応いただけない場合には、申込みまたは掲載をお断りすることがあります。
- 募集枠数を超える申込みがあった場合は、市内に事業所を有する方を優先とします。ただし、それでも決定できない場合は、抽選により決定いたします。
- 広告掲載の順序は、原則として申込み順とし、しおりの上部から順に掲載します。

8. 申込みから掲載まで

- ① 市ウェブサイトから「令和8年度平川市二十歳の成人式広告掲載申込書」をダウンロードしてください。
- ② 掲載申込書に必要事項をご記入の上、次の添付書類等を添えて、下記送付先住所あてに郵送（封筒に「平川市二十歳の成人式しおり広告掲載申込み」と記載）又はご持参ください。

【添付書類等】

- (1) 事業者にあっては当該事業の概要が分かる書類（会社案内、パンフレット等）
- (2) 広告案
- (3) その他、必要とする書類の提出をお願いすることがあります。

【送付先住所】

〒036-0102 平川市光城二丁目30番地1（タカシン文化センター）

平川市教育委員会 生涯学習課 社会教育係

- ③ 広告内容を広告選定委員会で審査します。
なお、掲載が可能と判断されたもので、掲載希望が枠数より多い場合には、市内に事業所を有する方を優先といたします。ただし、それでも決定できない場合は抽選により決定いたします。
- ④ 申込締切後2週間程度で広告掲載決定通知書または広告非掲載決定通知書を送付します。
- ⑤ 広告決定通知の通知を受けた方は、市から送付する納付書により令和8年10月30日（金曜日）までに広告掲載料をお支払いください。

- ⑥ 広告掲載料のお支払いを確認した上で広告を掲載します。お支払いが確認できない場合は掲載を取り消す場合がございますのでご了承ください。
- ⑦ 掲載する広告のデータを令和8年10月31日（土曜日）までに生涯学習課社会教育係までご提出ください。
- データに関しては、電子メールで提出しても結構ですが、その場合、メールのタイトルや本文に広告のデータであることを明記してください。
- ⑧ 12月中旬にしおりの印刷を行い、令和9年1月10日（日曜日）の令和8年度平川市二十歳の成人式にて参加者等に配布されます。

【注意】

○掲載できない広告について

広告の内容が次のようなものは、掲載できません。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの。
- (5) その他、掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの。

※詳しくは「平川市有料広告取扱要綱」及び「平川市有料広告掲載に係る判断基準」をご覧ください。

○広告掲載に係る一切に権利について、第三者への譲渡、転貸及びこれに類する行為は禁止されます。